

令和7年4月10日

今後の「鋼管杭施工管理士」資格の運営について
～「鋼管杭施工管理士」資格の「基礎施工士」資格への統合を受けて～

鋼管杭施工管理士検定試験委員会

鋼管杭の施工に関する技術者資格として、施工資格の検定試験[鋼管杭施工管理士検定試験]の合格者は「鋼管杭施工管理士」と認定されております。一方、鋼管杭と並んで杭基礎工事に用いられる場所打ちコンクリート杭および既製コンクリート杭についても施工に関する技術者資格として、施工資格の検定試験[登録基礎ぐい工事試験(基礎施工士)]の合格者は「基礎施工士」と認定されております。

今までは、「鋼管杭施工管理士」資格と「基礎施工士」資格は、別途に運営されてきましたが、基礎工事全般の施工資格という広い概念に立ち、より広範かつ高度な能力を持つ技術者資格とするため、令和8(2026)年度から、現行の「基礎施工士」に、「鋼管杭施工管理士」を組み入れ(統合)て、新たな資格検定試験[登録基礎ぐい工事試験(基礎施工士)]を実施し、合格者は新たな統合資格者と認定(資格名は「基礎施工士」)されることとなります。

なお、統合の詳細については、令和7年4月9日付で、(一社)日本基礎建設協会、(一社)コンクリートパイル・ポール協会、(一社)鋼管杭・鋼矢板技術協会の各協会のHPに掲載された[「基礎施工士」資格への「鋼管杭施工管理士」資格の統合について]をご参照ください。

令和8(2026)年度から新たな統合資格検定試験が実施されることを受けた、今後の「鋼管杭施工管理士」資格の運営についての基本的な考え方は以下の通りです。

- (1) 今後、鋼管杭のみを対象とした検定試験(鋼管杭施工管理士検定試験)は令和7(2025)年より実施しない。
- (2) 資格の名称「鋼管杭施工管理士」は、令和8(2026)年度以後、随時、「基礎施工士(鋼管杭)(旧鋼管杭施工管理士)」に変更する。
- (3) 「鋼管杭施工管理士」資格は、2035年度末(2036年3月31日)まで継続する。
- (4) 「鋼管杭施工管理士」資格者各位が新たな統合資格者に移行することを推奨いたします。移行には新たな検定試験の受験・合格が必要ですが、「鋼管杭施工管理士」資格者はこの検定試験で鋼管杭に関する問題の受験が免除されます。
- (5) 令和7(2025)年鋼管杭施工管理士検定試験中止にともない(一社)全国基礎工事業団体連合会主催の「鋼管杭施工管理技術者講習会」は昨年度で完了となります。

なお、「鋼管杭施工管理士」資格の保有者各位には、今後の資格運営の具体的方法についての詳細な案内を、本年4月末日までにお送りいたします。

また、本件に関する問い合わせは、e-mail(jinkai@sppshiken.com)までお願いいたします。